

## 社会福祉法人おおすぎ 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 3月 22日～ 令和10年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業の取得がしやすい環境を整える

<対策>

- 令和8年3月22日～・育児休業取得者の業務を代替する労働者の代替職員の確保や業務の見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備を行う。
  - ・ 制度内容等について職員に周知する。
  - ・ 制度の導入にあたり管理職研修の実施
  - ・ 相談窓口の設置

目標2：計画期間中に、子の看護休暇の対象範囲を拡大する（子の対象年齢の拡大【中学校3年生まで】、学校行事への参加や育児全般に使えるようにするなど）

<対策>

- 令和8年3月22日～・子の看護休暇の対象範囲の拡大に係る規定等の見直し
  - ・ 制度の導入、職員への周知
  - ・ 相談窓口の設置

目標3：計画期間中に、不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む。

<対策>

- 令和8年4月～ 女性職員の健康課題に対する情報収集と具体的なニーズに対する聞き取りを行う。
- 令和8年4月～ 相談窓口の設置
- 令和8年4月～ 制度の導入にあたり管理職研修の実施
- 令和8年6月～ 制度の導入、職員への周知